

水谷中学校いじめ防止基本方針

～いじめはしない・させない・見逃さない～

令和8年4月改定

〇いじめ防止に向けた方針

子どものいじめを防止するために、地域全体がいじめの起きない環境づくりに努める。また、いじめを察知した場合は適切に指導することが重要である。その実行のために、地域全体で子供の健やかな成長を支え、見守る役割を果たす必要がある。

＜学校としての責務＞

- (1) あらゆる教育活動を通じ、誰もが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- (2) 子供が主体となっていじめのない子供社会を形成するという意識を育むため、子供が発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指導、支援する。
- (3) いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの子供にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導にあたる。
- (4) いじめを絶対に許さないこと、いじめられている子供を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、学校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- (5) 相談窓口を明示するとともに、児童生徒に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて生徒一人ひとりの状況の把握に努める。
- (6) いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価に位置づけ、評価に基づいて、取組の改善をはかる。

＜教職員としての責務＞

- (1) 子どもと向かい合う時間を確保する。
- (2) 特に配慮が必要な児童生徒への対応を行う。
(発達障害、外国籍の子ども、性同一性障害等)
- (3) いじめの防止、解消にむけて家庭や地域との連携に努める。
- (4) 関係機関と連携を図りながら、いじめの防止、解消に取り組む。

＜保護者として＞

- (1) どの子供も、いじめの加害者にも被害者にもなりうることを意識し、いじめに加担しないよう指導に努め、また、日頃からいじめ被害など悩みがあった場合は、周囲の大人に相談するよう働きかける。
- (2) 子供のいじめを防止するために、学校や地域の人々など子供を見守っている大人との情報交換に努めるとともに、根絶を目指し互いに補完しあいながら協働して取り組む。
- (3) いじめを発見し、または、いじめのおそれがあると思われるときは、速やかに学校、関係機関等に相談または通報する。

<子供として>

- (1) 自己の夢を達成するため、何事にも精一杯取り組むとともに、他者に対しては思いやりの心もち、自らが主体的にいじめのない校風づくりに努める。
- (2) 周囲にいじめがあると思われるときは、当事者に声をかけることや、周囲の人に積極的に相談することなどに努める。

第1 いじめの防止等の基本理念

いじめは、どの児童生徒、どの学校にも起こりうるもので、全ての児童生徒に関係する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるように対策を講じなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童生徒が十分に理解できるように育まなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、市、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

第2 いじめの禁止

児童等は、いじめを行ってはならない。

(いじめ防止対策推進法 第4条)

第3 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為

(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。(いじめ防止対策推進法 第2条)

いじめの態様

- 1 冷やかし、からかい、悪口、脅し文句、嫌なことを言われる
- 2 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 3 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- 4 ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 5 金品をたかられる
- 6 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 7 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 8 パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

(文部科学省：児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査)

いじめ解消の定義

「解消している」状態とは、少なくとも次の2つ要件が満たされる必要がある。ただし、これらの要件が満たされる場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

①いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

②被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

(『富士見市いじめ防止基本方針』)

第4 いじめの防止等のための基本の方針及び取組

1 学校いじめ防止基本方針の策定

学校におけるいじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処）のための対策に関する基本的な方針を定める。（いじめ防止対策推進法 第13条）

(1) いじめの防止に関する取組

ア 道徳教育の充実について【第15条第1項】

- ・「いじめ」を扱った資料での学習を通して、心の教育を推進する。
- ・自尊感情、望ましい人間関係の構築を目指したソーシャルスキルトレーニングを行う。
- ・学校スローガン「感動は挑戦と思いやりから」に沿った全教育活動を通じた道徳教育を行う。

イ 体験活動の充実について【第15条第1項】

- ・体験活動を通して自主性や社会性を養う。
- ・体験的な活動や実践的に学んだことから、現在及び将来の課題解決を図ることのできる力を高める。

ウ 児童生徒が主体的に行う活動及び支援について【第15条第2項】

- ・「あいさつ運動」「朝会の運営」「地域清掃」等、生徒による主体的な活動を積極的に行う。
- ・「いじめのない学校づくり子ども宣言」「子どもフェスティバル」等への参加。

エ いじめ防止を目的とした啓発活動について【第15条第2項】

- ・人権標語、人権作文、いじめ防止キャンペーン、生徒や保護者向けのリーフレット等を活用し、いじめ防止を目的とした啓発を行う。

オ 保護者及び地域住民その他の関係者との連携について【第15条第2項】

- ・資源回収、広報活動、緑化活動、制服販売、ベルマーク収集などのPTA活動を積極的に行い、地域との絆を深める。
- ・授業参観（学校公開日）や保護者会の開催、学校・学年だよりなどによる広報活動により、いじめ防止対策や対応についての啓発を行う。

カ 計画的な教職員の研修の実施について【第18条第2項】

- ・生徒指導部から教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施をし、教職員の資質の向上のために必要な措置、その他のいじめの防止等のための対策についても研修で行う。

キ インターネットによるいじめへの対応について【第19条第1項】

- ・関係機関との連携を図る。
- ・保護者向けリーフレットを使って保護者へ啓発する。
- ・インターネットの世界を理解し、対応するために教職員研修を計画的に行う。

(2) いじめの早期発見に関する取組

ア 定期的な調査等について【第16条第1項】

- ・いじめを早期発見するために、生徒に対する定期的な調査を実施する。
- ・二者面談週間を設け、学級担任による聞き取り調査を実施する。

イ 児童生徒、保護者、教職員が相談できる体制整備について

【第16条第2項・第3項】

- ・ふれあい相談員、スクールカウンセラーを活用する。
- ・各種相談機関の情報提供を行う。

ウ いじめを受けた児童等の教育を受ける権利等、擁護する体制について

【第16条第4項】

- ・いじめられた生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。

(3) いじめへの対処に関する取組

ア いじめの通報等の義務について【第23条第1項】

- ・いじめに関わる相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われる時は、本校への通報、その他適切な措置をとってもらうよう、保護者、地域等に啓発を行う。

イ いじめの事実の確認及び教育委員会への報告について【第23条第2項】

- ・いじめを受けている等の通報を受けた時、もしくはいじめを受けていると思われる時は、速やかにいじめの事実の有無の確認を行うとともに、その結果を富士見市教育委員会に報告する。

ウ いじめの確認があった場合、いじめをやめさせ、再発防止のため関係機関の協力を得て、いじめを受けた児童等とその保護者への支援、いじめを行った児童等への指導とその保護者への助言について【第23条第3項】

- ・いじめが確認された場合、いじめをやめさせ、再発を防止するため、複数の教職員によって、スクールカウンセラーの協力を得つつ、いじめを受けた生徒又はその保護者に対する支援を行う。また、同時にいじめを行った生徒に対する指導とその保護者に対する助言を行う。

エ いじめを受けた児童等が安心して教育が受けられる措置について

【第23条第4項】

- ・必要があると認める時は、いじめを行った生徒について、いじめを受けた生徒が使用する教室以外の場所で学習を行わせる等の措置を講ずる。

オ いじめを受けた保護者といじめを行った保護者間で争いがないように、いじめの情報を共有する措置について【第23条第5項】

- ・ いじめを受けた生徒の保護者といじめを行った生徒の保護者間で争いがないよう、いじめの事実に関わる情報を双方の保護者に来校してもらった上で伝える。

カ いじめが犯罪行為の場合について【第23条第6項】

- ・ 富士見市教育委員会と相談のうえ、東入間警察署と連携して対処する。

2 水谷中学校いじめ防止対策委員会の設置

学校がいじめに関する問題への対処をより実効的に行うため、いじめの防止等の対策の中核的な役割を担う組織を設置する。(いじめ防止対策推進法 第22条)

校内組織

(1) 構成員

校長 教頭 教務主任 各学年主任 生徒指導主任 教育相談主任
各学年生徒指導担当 養護教諭 ふれあい相談員(SC)

(2) 活動内容

- ・ いじめの早期発見に関する情報収集・情報共有
- ・ いじめ又はいじめと疑われる事案に関する方針・対応・記録
- ・ 教職員に関する研修の企画
- ・ 保護者、地域、関係機関との連携

(3) 開催

- ・ 月1回を定例会とし、いじめ発生時は緊急に開催する。

第5 重大事態への対処

1 重大事態とは

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

『生命、心身または財産に重大な被害』について

- ・児童生徒が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

『相当の期間学校を欠席』について

- ・不登校の定義に踏まえ年間30日を目安とする。
- ・30日に達していなくても一定期間、連続して欠席している場合

- (3) 『相当の期間学校を欠席』等していない場合でも児童等や保護者から申立てがあった場合（国のいじめの防止のための基本方針参酌）

（いじめ防止対策推進法 第28条）

2 重大事態の発生と調査

- (1) 重大事態の発生や保護者・本人からの申し立てがあった場合の調査や対応については、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月 文部科学省）に沿って、丁寧かつ迅速に対応する。

- (2) 重大事態の調査及び情報提供について【第28条第1項・第2項】

- ・生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、重大事態が発生したものとして調査し、いじめを受けた生徒やその保護者に対して事実関係等その他の必要な情報を適切に提供する。
- ・校長が重大事態と判断した場合、直ちに学校が主体となって、いじめ防止対策委員会に専門的知識及び経験を有する外部の方（学校有識者、教育相談室相談員、こども未来応援センター長）を加えた組織で調査し、事態の解決にあたる。

- (3) 教育委員会への報告について【第30条第1項】

- ・重大事態が発生した場合、発生した旨を富士見市教育委員会に速やかに報告する。また、調査結果も報告する。
- ・事案によっては、市教育委員会及び市長が設置する重大事態調査のための組織

に協力し、事態の解決に向けて対応する。

第6 その他いじめの防止等のための重要事項

1 学校基本方針の見直し

学校は、学校基本方針に定めるいじめ防止等の取組が実効的に機能しているか水谷中学校いじめ防止対策委員会において検証し、必要に応じて見直す。

(国のいじめの防止のための基本方針参酌)

2 年間行事予定

学校いじめ防止基本方針に基づき、全教職員が何に取り組みどのような成果を上げられるかが理解できる年間計画及びPDCAサイクルで検証可能な年間行事案を添付する。

	1 学年	2 学年	3 学年
4 月	・各学年、各教科、各委員会、各分掌における新年度いじめ防止基本方針に沿った指導法等の確認 ・朝会等でいじめ防止等の啓発 ・学年集会等でいじめ防止等の教育 ・保護者会等でいじめ問題の啓発		
5 月	・第1回いじめアンケート調査 ・二者面談 ・生徒会活動（あいさつ運動、環境整備、コンクール）		
6 月	・いじめ問題等の教職員研修会		
7 月	・生徒及び保護者へ夏休みの過ごし方等の指導 ・「学校いじめ防止基本方針」1学期評価・改善検討 ・家庭訪問、三者面談 ・「いじめのない学校づくり子ども会議」への参加		
8 月	・いじめ防止に向けた校内研修会 ・二者面談		
9 月	・全校集会「いじめのない学校づくり子ども会議」の報告		
10 月	・第2回いじめアンケート調査 ・薬物乱用防止・非行防止・ネットによるいじめ防止教室の実施		
11 月	・小中学校交流会 ・三者面談		
12 月	・児童等及び保護者へ冬休みの過ごし方等の指導 ・「学校いじめ防止基本方針」2学期評価・改善検討 ・二者面談		
1 月	・第3回いじめアンケート調査 ・保護者向け学校評価		
2 月	・学校評価 ・「学校いじめ防止基本方針」年間評価		
3 月	・生徒指導部会・運営委員会において、今年度の成果・課題の検討及び新年度の取組を検討 ・運営委員会：「令和8年度いじめ防止基本方針」策定		

